

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
〔公 印 省 略〕

国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る  
都道府県経由事務の廃止等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、本会に対し別紙のとおり通知がありました。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 26 号）の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日以降、国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類で国土交通省令で定めるものについては、都道府県を経由して地方整備局等に提出する義務がなくなります。

一方、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「申請手続きが電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする」とされており、経由を希望する都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、引き続き許可申請書その他書類を都道府県を経由して、地方整備局等に提出することができることとされております。

また、国土交通大臣許可に係る許可証明書の発行に関する取扱いについての運用を統一することとする通知がありましたので、併せてご連絡いたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・（通知文）国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止について
- ・（通知文）国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて

担当) 事業部 木下  
電話:03-3551-9396  
FAX:03-3555-3218  
メール:[jigy@zenken-net.or.jp](mailto:jigy@zenken-net.or.jp)